

6. 4. 8  
2336

内務大臣 安達謙藏 殿  
 社会局長官 吉田茂 殿  
 各府県庁長官 殿

（東京製パン會社）  
 東京製パン會社 敬啓

東京製パン會社 敬啓  
 既報標記労働争議前報後ノ状況左記ノ通り

一、事業主側

會社側ハ前報後依然重要後向ニ於テ対策協議ノ結果大體具體的解答  
 案ヲ得後記ノ如ク三月二十八日争議團ト會見スルコトニ決定セルカ本月  
 二十五日ハ給料日ナリシカ此際給料ヲ支給スルハ争議團ヲ益々強化セシムル  
 虞アリトノ見解、下ニ支給セサル旨揭示シ且ツ代表ニ對シ此旨通達セリ然

号第一二六六號  
 昭和六年四月四日

警視總監 丸山鶴吉

- 七、任生手前 (牛亨支店セス)
- 八、年三四作重級支店 (承現)
- 九、富原合資會社 (号應)
- 一〇、考下ノ差別ノ撤廢 (承現)
- 一一、古山、古川、小林ノ賃役返納セリシカ (志カ)
- 一二、不何等力ノ方格ヲ減スヘシ
- 一三、加宴形 (号在任業員ヨリ提申、分)
- 一四、本社ト合年陽移ヲ支店セリシカ (承現)
- 一五、若田在業員ニ社員同業ニ支給セリシカ
- 一六、(号應)
- 一七、その他各段ニ對シテ工場區業員重要ニ社員ニ同答ト答

(別記三)

喜田賢榮君を礼讃し  
 ○官憲の二重後援を多キニ出せ  
 ○フタギに多く同志を出せ  
 ○撲束志と格闘する勇氣を多ク出せ  
 東京 宇儀も係在せよ  
 大阪 城西地産會社有志者トテ

